

平成26年度

根室市市民交通傷害共済

会員募集

「根室市市民交通傷害共済」は、市民一人ひとりが会費を出し合い、交通事故に遭われてけがなどをされた方に見舞金を給付し助け合う制度です。

根室市に居住し、住民登録をしている方であればどなたでも加入できます。

■受付開始日

平成26年度会員は3月3日(月)から

※共済期間中、いつでも加入申し込みができます。

■共済会費

一般600円 高校生以下400円

※生活保護世帯の方は、市で負担します。また、準要保護世帯の方は、半額を市で負担します。

■共済期間

平成26年4月1日(年度途中に加入の方は加入承認の日)から平成27年3月31日まで

■申込方法

①会員台帳は、町会加入の方は各町会から配布されます。幼稚園・保育所児童や小中学生・高校生は、各学校などから配布されます。

②会員台帳に必要事項を記入し、会費を添えて町会や学校などに申し込みください。

③町会未加入の方は、市役所交通市民生活担当(窓口3番)または歯舞支所の窓口で、直接申し込みをしてください。

■見舞金の支給申請

①道路交通法に規定する車輛による運行中の人身事故が、見舞金支給の対象となります。

②見舞金の請求期間は、交通事故に遭った日から1年以内です。

■請求するときに必要なもの

市民交通傷害共済会員証、交通事故証明書(人身事故扱い)、診断書(市指定のもの・自賠責診断書も可)、死亡診断書(死亡事故の場合)、その他市長が指定する書類。

■共済見舞金支給の除外

①道路交通法に規定する道路以外の場所での車両の運行による場合。

②災害対策基本法に規定する災害による場合。

③無免許、酒気帯び、速度違反による運転者と同乗者。

④自殺行為または犯罪を目的とした場合の運転者と同乗者。

⑤故意または重大な過失。

※スピード違反、一時停止無視、シートベルト未着用などの違反をしていない交通法規を遵守している方が、見舞金の支給対象者となります。



方が一の交通事故に備えよう!

見舞金基準額表

等級	傷害の程度	基準額
1等級	死亡の場合	100万円
2等級	実日数入院治療期間9カ月以上	50万円
3等級	実日数入院治療期間6カ月以上	40万円
4等級	実日数治療期間6カ月以上	24万円
5等級	実日数治療期間5カ月以上	20万円
6等級	実日数治療期間4カ月以上	16万円
7等級	実日数治療期間3カ月以上	12万円
8等級	実日数治療期間2カ月以上	10万円
9等級	実日数治療期間1カ月以上	8万円
10等級	実日数治療期間2週間以上	6万円
11等級	実日数治療期間1週間以上	4万円
12等級	実日数治療期間1週間未満	2万円

※実日数治療期間とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。

※共済運営委員会の決定により、事故内容によって減額して支給される場合があります。

こんな場合、見舞金は支給されるの？

Q 歩行中に自転車に追突されてけがをした場合や、自転車で走行中に転倒してけがをした場合は、見舞金は支給されますか。

A どちらの場合も、見舞金の支給対象になります。ただし、道路交通法に規定されている道路上での事故に限ります。

※自転車事故でも、必ず警察に届けましょう。見舞金の申請には、事故証明書が必要です。

問合せ先 市市民環境課交通市民生活担当
TEL (23) 6111番 内線2124